

居宅療養管理指導 (歯科衛生士等)

西宮市

【令和6年度介護報酬改定】 居宅療養管理指導について 【歯科衛生士等】

単一建物居住者の人数に従い、1月に4回(がん末期の利用者については、1月に6回)
を限度として、所定単位数を算定する。

追加 (R6年度改正)

単一建物居住者の人数とは、算定対象の利用者が居住する建物に居住する者のうち、歯科衛生士等が同一月に居宅療養管理指導を行っているものの人数であり、次の区分により算定する所定単位数が異なる。

(1)1人、 (2)2人以上9人以下、 (3)10人以上

1 対象者

在宅の利用者であって通院又は通所が困難なもの

通所要件が削除されました。(R6年度改正)

〈改定後〉

利用者の状況	通所可	通所不可
通院可	×	×
通院不可	○	○

2 実施者

当該医療機関に勤務する歯科衛生士等(歯科衛生士、保健師、看護職員)

3 指示

利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき

4 指導

当該利用者を訪問し、実地指導を行う。

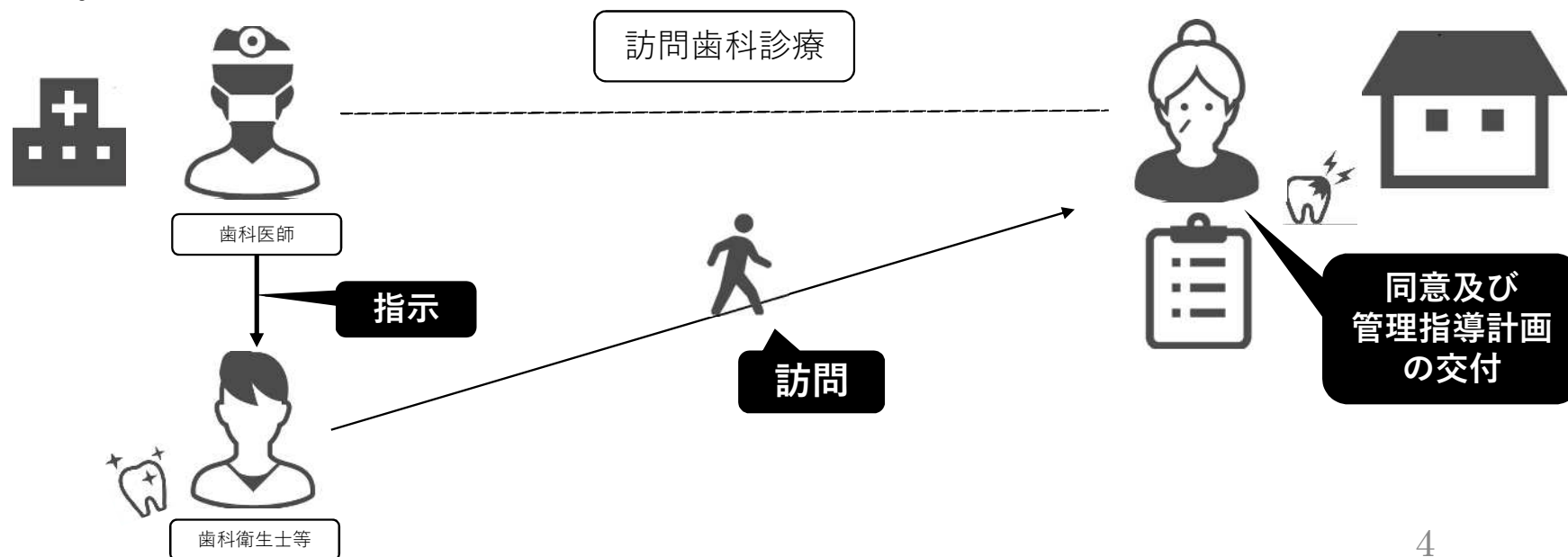
算定のための3つの基準【歯科衛生士等】

- 1 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者(その実施に同意する者に限る。)に対して、歯科衛生士等が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。
- 2 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。
- 3 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直ししていること。

居宅療養管理指導の内容【歯科衛生士等】

1 同意・管理指導計画の交付

訪問歯科診療を行った利用者又はその家族等に対して、当該訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該医療機関に勤務(常勤又は非常勤)する歯科衛生士等が、利用者の居宅を訪問して、利用者又はその家族の同意及び訪問診療の結果等に基づき作成した管理指導計画を利用者又はその家族等に対して交付する。



居宅療養管理指導の内容【歯科衛生士等】

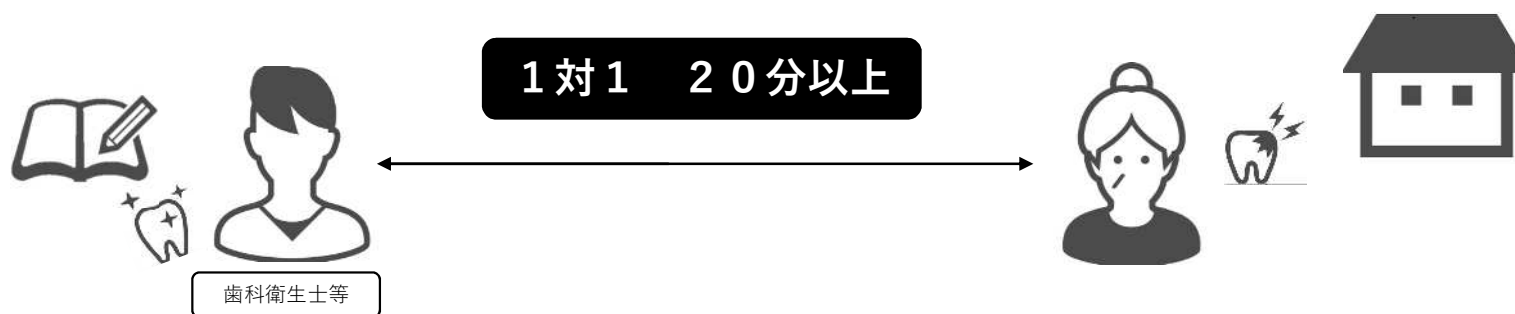
2

実地指導時間等

- ☑ 当該管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上行った場合に算定する。

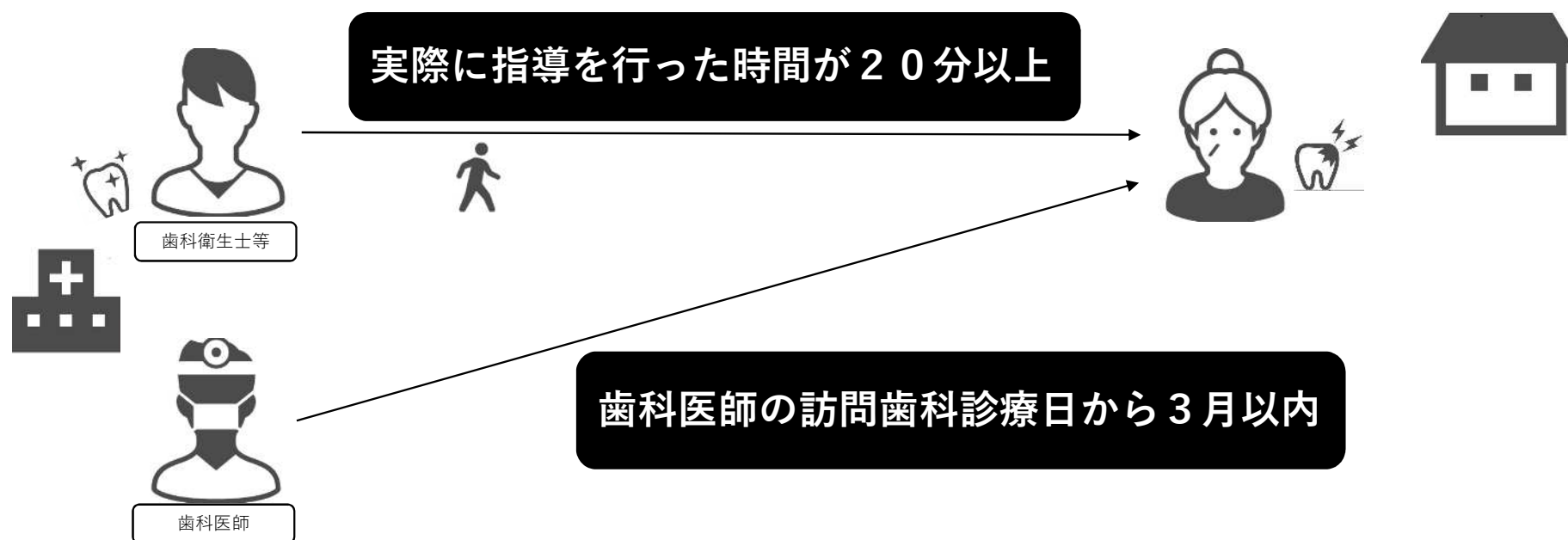
※実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できない。

- ☑ 請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療行った日と歯科衛生士等の訪問日を記入すること。



居宅療養管理指導の内容【歯科衛生士等】

- ☑ 指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して、3月以内に行った場合に算定する。
- ☑ 20分以上の居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まない。

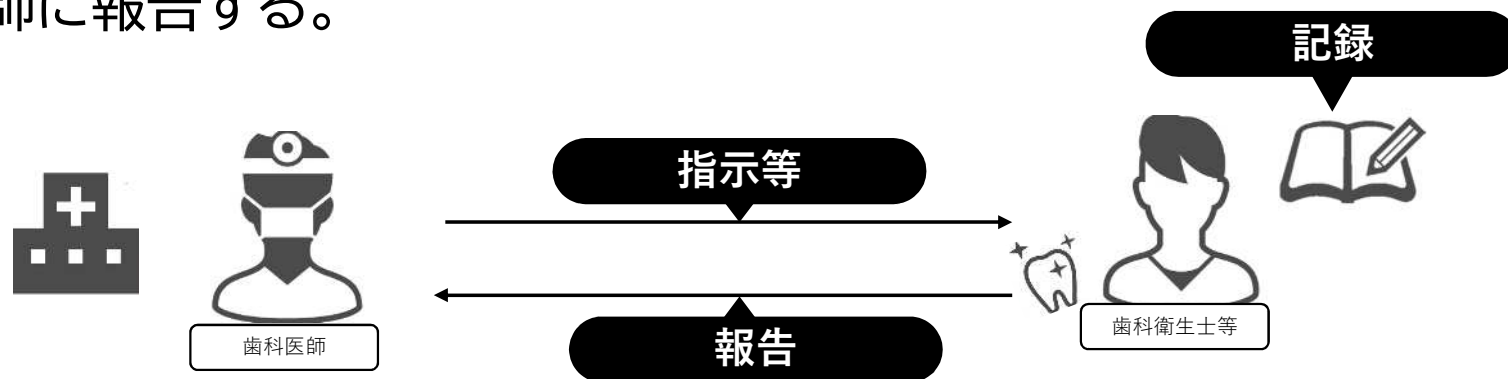


居宅療養管理指導の内容【歯科衛生士等】

3

報告・記録

- ☑ 当該医療機関の歯科医師からの指示、管理指導計画に係る助言等(以下「指示等」という。)を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定する。
- ☑ 実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存する。
- ☑ 指導の対象となった利用者ごとに次スライドの内容を明記し、指示等を行った歯科医師に報告する。



歯科医師からの指示に関するQ&A

Q 居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示は、どのような方法で行えばよいか。

A

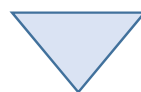
- ・ 指示を行うにあたっては、当該居宅療養管理指導に係る指示を行う医師又は歯科医師と同じ居宅療養管理指導事業所に勤務する者に指示する場合や緊急等やむを得ない場合を除き、診療状況を示す文書、処方箋等(メール、FAX等でも可)(以下「文書等」という。)に、「要訪問」「訪問指導を行うこと」等、指示を行った旨がわかる内容及び指示期間(6月以内に限る。)を記載すること。ただし、指示期間については、1か月以内(薬剤師への指示の場合は処方日数(当該処方のうち最も長いもの)又は1か月のうち長い方の期間以内)の指示を行う場合は記載不要であり、緊急等やむを得ない場合は後日指示期間を文書等により示すこと。
- ・ なお、医師又は歯科医師の指示がない場合は算定できないことに留意すること。

4 歯科医師に報告する内容

- ① 利用者氏名
- ② 訪問先
- ③ 訪問日
- ④ 指導の開始及び終了時刻
- ⑤ 指導の要点
- ⑥ 解決すべき課題の改善等に関する要点
- ⑦ 歯科医師からの指示等
- ⑧ 歯科医師の訪問診療に同行した場合・・・当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名

次のア～キのプロセスを経ながら実施する。

- ア 利用者の口腔機能(口腔衛生、摂食・嚥下機能等)のリスクを把握する
→ 口腔機能スクリーニング



- イ 口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握する
→ 口腔機能アセスメント

- ウ 口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士、その他の職種が共同して、利用者ごとに次の内容を記載した管理指導計画を作成し、当該計画については、利用者又はその家族に説明し、同意を得る

管理指導計画の内容

- ☑ 口腔衛生に関する事項(口腔内の清掃、有床義歯の清掃等)
- ☑ 摂食・嚥下機能に関する事項(摂食・嚥下機能の維持・
向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等)
- ☑ 解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項
- ☑ 疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画

別紙様式3等
により記載

居宅療養管理指導のプロセス【歯科衛生士等】

別紙様式3

歯科衛生士等による居宅療養管理指導に係る口腔の健康状態の評価・管理指導計画

1 基本情報 別紙様式 3

利用者氏名	(ふりがな)	年 月 日生	男 女
食形態	☐ 経口摂取(☐ 常食 ☐ 嚥下調整食(☐ 4 ☐ 3 ☐ 2-2 ☐ 2-1 ☐ 1j ☐ Ot ☐ Oj) ☐ 経腸栄養 ☐ 静脈栄養		
義歯の使用	☐ あり (☐ 部分 ・ ☐ 全部) ☐ なし		
口腔性肺炎の発症・罹患	☐ あり (直近の発症年月: 年 月) ☐ なし		

※嚥下調整食の分類、口腔性肺炎の発症等について介護保険施設と連携を図り把握するよう努めるとともに、6月以内の状況について記載すること。

2 口腔の健康状態の評価・再評価 (口腔に関する問題点等)

記入者・記入年月日	(氏名)	年 月 日
口腔衛生状態	口臭	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	歯の汚れ	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	義歯の汚れ	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	舌苔	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
口腔機能の状態	奥歯のかみ合わせ	☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 分からない
	食べこぼし	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	むせ	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	口腔乾燥	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	舌の動きが悪い	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	ぶくぶくうがい※	☐ できる ☐ できない ☐ 分からない

(以下の評価は歯科医師の判断により必要に応じて実施)

歯科疾患等	歯数	() 歯
	歯の問題(う蝕、破折、脱離、残根歯等)	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	義歯の問題(不適合、破損、必要だが使用していない)	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	歯周病	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
	粘膜の問題(潰瘍等)	☐ あり ☐ なし ☐ 分からない
特記事項		

3 居宅療養管理指導計画 利用者家族に説明を行った日 年 月 日

初回作成日	年 月 日	作成(変更)日	年 月 日
記入者	歯科医師:	歯科衛生士:	
目標	☐ 歯科疾患(☐ 重症化防止 ☐ 改善) ☐ 口腔衛生(☐ 自立 ☐ 介護者の口腔清掃 技術の向上 ☐ 専門職の定期的な口腔清掃等) ☐ 摂食嚥下機能(☐ 維持 ☐ 改善)		
実施内容	☐ 食形態(☐ 維持 ☐ 改善) ☐ 栄養状態(☐ 維持 ☐ 改善) ☐ 口腔性肺炎の予防 ☐ その他()		
訪問頻度	☐ 月4回程度 ☐ 月2回程度 ☐ 月1回程度 ☐ その他()		
関連職種との連携			

4 実施記録

訪問日	年 月 日 時 分 ~ 時 分	実施者	
訪問先	☐ 自宅 ☐ 認知症グループホーム ☐ 特定施設(有料老人ホーム、介護老人ホーム、軽費老人ホーム)		
歯科医師の同行の有無	☐ なし ☐ あり 年 月 日 時 分 ~ 時 分		
実地指導の要点	☐ 口腔清掃 ☐ 口腔清掃に関する指導 ☐ 口腔性肺炎の予防に関する指導 ☐ 義歯の清掃 ☐ 義歯の清掃に関する指導 ☐ その他() ☐ 摂食嚥下等の口腔機能に関する指導		
解決すべき課題			
特記事項	☐ 実地指導に係る情報提供・指導() ☐ 管理指導計画の見直しを含めた歯科医師からの指示()		

エ 管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、管理指導計画に実施上の問題(口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正する

オ 利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に対する報告を行う

口腔機能のモニタリングにおいては、口腔衛生の評価、反復唾液嚥下テスト等から利用者の口腔機能の把握を行う

カ 利用者について、おおむね3月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行う

管理指導計画の見直しに当たっては、歯科医師その他の職種と共同して行う

キ サービスの提供の記録において、利用者ごとの管理指導計画に従い歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする

利用者の口腔機能の状態によっては、医療における対応が必要である場合も想定されることから、その疑いがある場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通じた指定居宅介護支援事業者等(ケアマネジャー)への情報提供等の適切な措置を講じる



社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った歯科医師に提供するように努める

利用料の受領について【歯科衛生士】

- 1 所定単位の1割、2割または3割は利用者負担。
- 2 必ず利用者負担分を徴収のうえ、利用者に対して領収証を発行すること。
- 3 交通費(実費)を、利用者から徴収することも可能であるが、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

重要ポイント



利用料の不徴収は重大な基準違反です。

1割、2割又は3割は必ず徴収の上、利用者ごとに領収証を発行すること。

指示を行った歯科医師に関する事項【歯科衛生士等】

歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に関する事項

- 1 訪問診療の結果等に基づき指示した内容の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。
- 2 管理指導計画に基づき、実際に実地指導を行う歯科衛生士等に対して指示等を行い、指示等の内容の要点を記載する。
- 3 管理指導計画の見直しに当たっては、歯科衛生士等の報告を受け、歯科医師の訪問診療の結果等に基づき、指示した内容(療養上必要な実地指導の継続の必要性等)の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。

当該記載及び添付については、医療保険の診療録に記載及び添付することとしてもよいが、記載については、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別すること

重要ポイント

歯科衛生士等の算定に当たっては・・・

- 指示を行った歯科医師の訪問診療の日から3月以内に行った場合に算定
- 歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して「管理指導計画」を作成
- 1対1で20分以上の实地指導を行い、開始時間及び終了時間を必ず記録
- 「口腔機能スクリーニング」、「口腔機能アセスメント」、「モニタリング」を実施
- 利用者ごとに必要事項を明記し、指示等を行った歯科医師に報告